

# 令和2年第1回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年1月24日(金)  
午後4時00分～  
場 所 杉戸町役場第1庁舎  
3階会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
  - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
  - 2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
  - 3) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 4) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1番	増山貞男君	2番	倉持登君
3番	中村明君	4番	小島一男君
5番	張ヶ谷一郎君	6番	青木徹雄君
7番	鈴木豊君	8番	坂路誠君
9番	青木邦夫君	10番	大島かづ子君
11番	小島キヨ子君	12番	戸賀崎邦雄君
13番	後藤勇君	14番	高崎勇君

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員

出席委員 8名

2番	井上清一君	4番	今野秀明君
5番	白石守利君	6番	濱田茂君
9番	上原勝正君	10番	川島広伸君
11番	加藤互君	12番	上原一夫君

欠席委員 4名

1番	鈴木徳男君	3番	山崎松男君
7番	松田英雄君	8番	細井純一君

事務局

事務局長 田 原 和 明  
書 記 古 谷 崇

書 記 小 林 照 敦

午後 4時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。

きょうは最高気温が16度ということで、昨日は8度ですから、8度も高い状況でございます。きょうから中国の春節で、この1週間は中国から75万人の人が日本に訪れる。埼玉県民の10人に1人が日本に来るということです。

委員の〇〇さんなのですが、園芸連絡協議会の視察研修がございまして、きのうは出席されました。もうしばらく体調を見たいということで、きょうは欠席ということで、視察も欠席ということでございます。皆様にくれぐれもよろしくということをお伝えしたいと思います。

それでは、会議が始まる前に、〇〇さんから一言あります。

○推進委員2番 委員の〇〇でございます。過日の実母の葬儀の際には、皆様方より生花等いただきまして、本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、会長の挨拶をお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。今日は令和2年になりまして初めての農業委員会でございます。ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどちょっと始まる前にお話をしていたのですが、昨年10月の台風15号以降、何となく天候が、暖冬というのか、寒い日もあれば、暖かい日もあり、これから生鮮野菜等、また露地野菜と、米も始めますが、非常に懸念される状況です。

農業委員会は、令和2年に入りまして、農業委員、また農地利用最適化推進委員という形でタッグを組んで、杉戸町は進んでいるわけですが、なお一層の厳しい状況下の中で農業委員、そして農地利用最適化推進委員、推進をしなくてはならないというふうを考えております。ぜひ皆様のご協力でそれが維持できますようお願いを申し上げます。

今日は4時からということで、案件が少ないわけですが、よくご審議いただきたいと思います。今日も議案がありますが、慎重審議をいただいて、またその報告もあります。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○局長) ありがとうございます。

それでは、次第の3でございます。

議長の進行でよろしくをお願いします。

◎議案第1号

○会長 それでは、議案に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、ナンバー2—1から2—11まで、一括して議案を事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字下高野字宮之下前〇〇〇〇、畑、1,176㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇〇。譲受人、高野台西〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、面積〇アール、労力〇人。取得理由、経営拡大。こちらにつきましては、申請期間が12月10日に窓口のほうへ出ております。なぜ1月に出しているかといいますと、こちらの土地は中間管理機構を通しまして、

耕作者の方に貸し出しをされております。12月10日、お持ちになったときに、解約、それぞれ合意が成立しましたということを口頭で申され、申請書をお持ちいただいたのですが、事務局と農地中間管理機構事業を担当しております農業振興課〇〇のほうへ確認しましたところ、解約に関して確約がとれていないということでしたので、12月の総会にはご報告はしておりませんでした。この点につきましても、話し合い等、何回か行われているのですけれども、まだ解約の見込みが立っていないということで、議案に上げさせていただいたのですけれども、一応ご報告ということで、本日はご説明のほうさせていただきたいと思っております。

この譲受人、〇〇さんに関しましては、〇〇〇の外周道路沿いに倉庫を建て、農地ではなく雑種地のほうを耕作して直売所を経営されている方でございます。ご自身で面積を広げてハウスを建てたいということで、今回、土地を取得してハウスを建てる計画となっております。農地法ですと、最低5反の要件というのがあるのですが、ハウス等施設を使い集約的に行われている場合ですと、5反なくても取得できるという柔軟な規定があります。これからどんどん拡張していきたいという当人のご要望と、あとは直売所も〇〇〇〇の駅前に土地をお持ちのようで、野菜がふえていけば、そちらへも店を出したいというような意向も伺っております。本人のやる気等考慮しますと、特例として認められる見込みがあるということで、今申請自体は保留という状況となっております。

今後、現在耕作している方と地権者の方で土地の合意解約というものが成立すれば、改めて審議いただくような形となります。ですので、本日、このようなご報告という形で説明をさせていただきます。

以上でございます。

続いて、そのまま2-1から2-11についてのご説明をさせていただきます。

ナンバー2-1、佐左エ門、〇〇〇—〇、田、2,203㎡。ナンバー2-2、同じく〇〇〇—〇、田、1,900㎡。ナンバー2-3、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,736㎡。ナンバー2-4、同じく〇〇〇〇—〇、田、252㎡。ナンバー2-5、同じく〇〇〇〇—〇、田、731㎡。ナンバー2-6、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,235㎡。ナンバー2-7、同じく〇〇〇〇—〇、田、509㎡。ナンバー2-8、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,057㎡。ナンバー2-9、同じく〇〇〇〇—〇、田、231㎡。ナンバー2-10、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,610㎡。ナンバー2-11、同じく〇〇〇〇—〇、田、854㎡。ナンバー2-1から11まで、合計で1万2,318㎡。譲渡人、佐左エ門、〇〇〇〇、譲受人、境町、〇〇〇〇。譲受人、面積〇〇アール、労力〇人。取得理由、経営拡大。

こちらにつきましても、申請は1月9日に窓口のほうに来ております。杉戸町で初めて土地を買う方ですので、境町に経営状況の調査を即日依頼をかけました。この方は、境町で〇〇〇〇〇〇〇といいますが、〇〇〇を営んでおられて、もともと境町の面積も2反弱しか経営に使っておりませんので、少し入念に確認をしていただきたいと、境町農業委員会に依頼をかけております。現時点でまだ境町のほうから調査の報告は上がってきていないのですが、電話で状況をお聞きしました。境町では1反7畝経営しているということになっているのですけれども、実際はもっと土地をお持ちで、2反弱ぐらいお持ちなのですけれども、失礼しました。2,400㎡、2反4畝お持ちなのですけれども、1反7畝しか耕作していない。ご家族の名義でほかにも土地はお持ちなのですが、かなり耕作放棄地に近い状況になっているという報告を受けております。境町のほうからは、航空写真と地番図をあわせた現地の状況を示す書類を後ほど細かく作って送ってくださるということですので、杉戸町農業委員会としての対応はそれからになってしまうわけですが、一応耕作放棄地等がありますと新しい農地というのは取得できませんので、正式な回答文が上がってき次第、そういった取下げ等の案内をするような形になるのではないかと事務局のほうでは考えております。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、今、事務局のほうから話がありましたとおり、1番につきましても、2番につきましても、3条要件で町のほうに申請が上がってきた段階では、まだその3条要件を満たす条件に至っていないという状況

下でございますが、申請が上がってきたということで、一応案件としてのせておいて、この2つの案件につきましては、事務局が話したとおり、保留の案件として据え置きたいと思います。本来であれば調査報告があるわけですが、調査報告依頼も、そういうことで依頼をしてごさいません。なので、農地法上、検討は事務局から説明を聞いたとおりですが、譲受人のほうがちよっと問題あり。一応譲渡人は全然問題なく、一生懸命商売やっています。ただ農家要件、そのものもまだ出していない状態であります。中途半端で、このまま議案として採決しますと、農業委員会としてはまずいということでもありますので、この2案件とも、議案として提出をして、審議をいただいた中で、この議案については保留ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第1号につきましては、2件とも保留ということで、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー11まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1からナンバー11までありますが、利用権の設定を受ける方は、3年前に新規就農しました佐左エ門の〇〇さんでございます。新規就農した当初の契約が3年でしたので、今回更新という形で上がってきております。ナンバー1、利用権を設定する土地、大字宮前字八龍神前〇〇〇—〇、畑、753㎡。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇〇。ナンバー2、大字宮前字八龍神前〇〇〇—〇、畑、707㎡。利用権を設定する者、屏風、〇〇〇〇。ナンバー3、同じく〇〇〇—〇、畑、697㎡。利用権を設定する者、屏風、〇〇〇。ナンバー4、同じく〇〇〇—〇、畑、694㎡。秦野市、〇〇〇〇。ナンバー5、同じく〇〇〇—〇、畑、723㎡。鷺巣、〇〇〇〇。ナンバー6、同じく〇〇〇—〇、畑、991㎡。宮前、〇〇〇〇。ナンバー7、同じく〇〇〇、畑、1,180㎡。ナンバー8、同じく〇〇〇—〇、畑、142㎡。ナンバー7、8、合計で1,322㎡。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇。ナンバー9、同じく〇〇〇、畑、928㎡。ナンバー10、同じく〇〇〇—〇、畑、320㎡。ナンバー11、同じく〇〇〇—〇、畑、283㎡。ナンバー9から11、3筆合計で1,531㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇。設定する利用権の内容は、賃貸借、内容、畑、令和2年2月1日から令和4年12月31日までの3年間。借賃は年、10アール当たり7,100円となっております。全て継続の案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましても継続案件でございますので、調査報告はごさいません。

これにつきましてご質疑をいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、ナンバー1からナンバー11まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局、お願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

こちらは、農地の賃貸借の合意解約になります。ナンバー1、倉松〇〇〇、田、317㎡。賃貸人、倉松〇丁目、〇〇〇〇。賃借人、倉松〇丁目、〇〇〇〇〇。こちらは、令和元年12月23日付で受け付けております。こちらは農地法に基づくものでございます。

続きまして、ナンバー2-1、椿〇〇〇、田、4,891㎡。ナンバー2-2、椿〇〇〇、田、420㎡。ナンバー2-3、椿〇〇〇、田、3,203㎡で、合計8,514㎡。賃貸人、公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、大字椿、〇〇〇〇。こちらは、令和元年12月26日付で受け付けております。こちらは中間管理法に基づくものでございます。

続きまして、ナンバー3-1、椿〇〇〇、田、4,891㎡。ナンバー3-2、椿〇〇〇、田、420㎡。ナンバー3-3、椿〇〇〇、田、3,203㎡。合計8,514㎡。賃貸人、大字椿、〇〇〇〇。賃借人、公益社団法人埼玉県農林公社。こちらは令和元年12月26日付で受け付けております。こちらは基盤法に基づくものでございます。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1-1、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、145㎡。ナンバー1-2、同じく倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、33㎡。ナンバー1-3、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、193㎡。ナンバー1-4、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、138㎡。ナンバー1-5、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、138㎡。合計647㎡。譲渡人、倉松〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、杉戸〇丁目株式会社〇〇、代表取締役〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅でございます。こちらは令和元年12月13日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、杉戸〇丁目〇〇〇〇、畑、436㎡。譲渡人、杉戸〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、杉戸〇丁目、〇〇〇〇。転用目的は住宅敷地でございます。こちらは令和元年12月16日付で受け付けております。

ナンバー3、清地〇丁目〇〇〇-〇、田、20㎡。譲渡人、倉松〇丁目、〇〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。転用目的は道路敷地でございます。こちらは令和元年12月26日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー4-1、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、193㎡。ナンバー4-2、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、138㎡。ナンバー4-3、倉松〇丁目〇〇〇-〇、畑、138㎡。合計469㎡。譲渡人、杉戸〇丁目、株式会社〇〇、代表取締役〇〇〇〇。譲受人、杉戸〇丁目、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅でございます。こちらは令和2年1月9日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 専決報告が終わりました。

#### ◎閉会の宣告

○**局長** それでは、閉会を副会長、お願いします。

○**副会長** それでは、これもちまして令和2年第1回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、2月25日火曜日15時より役場第1庁舎3階会議室を予定しております。大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年1月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 小 島 キヨ子

署 名 委 員 大 島 かづ子